

Blue Flag 認証マニュアル

ビーチ編

FEE JAPAN



2015

目次

序章	はじめに	4
	ブルーフラッグ取得にあたって	5
	ブルーフラッグの意義	5
	ブルーフラッグプログラムとその組織	5
	ブルーフラッグの認証基準	5
	申請書の作成方法	6
	審査に向けて	6
	基本情報	7
第1章	環境教育と情報	9
	1 ブルーフラッグに関する情報の揭示	10
	2 環境教育活動の実施	11
	3 水質に関する情報の揭示	15
	4 地域の生態系や環境に関する情報	15
	5 施設の揭示	17
	6 海水浴場や周辺地域におけるルール	18
第2章	水質	20
	7 水質測定基準と頻度	21

8	水質基準クリア	21
9	産業排水や下水等の排水の海水浴場エリアへの影響	22
10	微生物学的なパラメーター	24
11	物理的・科学的なパラメーター	25

第3章 環境マネジメント 25

12	ブルーフラッグビーチ管理委員会の設立状況（努力基準）	26
13	土地利用・開発計画	25
14	自然保護指定区域の管理	27
15	清掃性	28
16	藻の植生	29
17	ごみの適正処理	29
18	廃棄物のリサイクル	30
19	トイレの設置	30
20	トイレ等の清掃度	30
21	海水浴場に設置しているトイレ等の下水処理	31
22	禁止事項	31
23	ペットの連れ込み	32
24	施設の維持管理	32
25	リーフチェック	32
26	交通手段の整備（努力基準）	33

第4章 安全とサービス 34

27	ライフセーバーの設置	35
28	レスキュー器材の設置	36
29	緊急計画の策定	36
30	利用調整	37
31	安全対策	37
32	飲料水の提供（努力基準）	38
33	障害用施設の整備	38
	ブルーフラッグ誓約書に関する説明	39

終章 おわりに 40

	サポートメニュー	41
	ガイダンス	41
	コンサルティング	41
	教育研修	41
	お問合せ先情報	42

凡例

本マニュアルで用いた法令等の略語は、次のとおりである。

- 廃棄物処理法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 環境教育推進法 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律
- 海岸漂着物処理推進法 . . . 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律

序章 はじめに

序章 はじめに

■ ブルーフラッグ取得にあたって

本マニュアルは、海水浴場を対象にした国際環境認証「ブルーフラッグ」の認証基準とその認証基準を充足する方法について記したものです。「ブルーフラッグ」の新規取得及び更新の際に参照してご活用ください。

■ ブルーフラッグの意義

「ブルーフラッグ」は、持続可能な社会の構築に向け、海水浴場における環境保全・環境教育を推進するためのツールです。近年、若者の海水浴離れ、レジャーの多様化及び震災の影響等により海水浴場利用者数は減少傾向にあります。また、利用者のマナー、飲酒規制、気候変動による自然変化、海岸浸食、海岸漂着物の問題等日本の海岸を取り巻く状況や環境も変化しています。このような地域の課題を解決するために、市町村、海水浴場組合及び観光協会等のステークスホルダーが様々な取組を行っていますが、抜本的な解決には至っていないのが現状です。「ブルーフラッグ」は、ステークスホルダーがコンセンサスをしながらそうした課題解決を図る指針となるはずです。

■ ブルーフラッグプログラムとその組織

ブルーフラッグのコンセプトは、1985年にフランスで誕生しました。1987年にブルーフラッグプログラムが開始しました。現在、FEEではUNEP(国連環境計画)、UNWTO(国連世界観光機関)等との連携の下、世界各国においてブルーフラッグプログラムを推進しています。

日本においては、特定非営利活動法人 FEE Japan がプログラムの運営を行っています。ブルーフラッグを運営する組織は、国際審査委員会、国内審査委員会、国際ブルーフラッグ事務局、国内ブルーフラッグ事務局の4つの機関で構成されます。

■ ブルーフラッグの認証基準

ブルーフラッグの認証基準は、大きく①環境教育、②水質、③環境マネジメント、④安全とサービスの4つのカテゴリーに分類でき、それらは33の項目で構成されています。認証基準は申請者が取組を行うことで達成が可能であり、客観的な基準を審査することにより明確に評価でき、認証基準は海水浴場利用者にも分かりやすいように設定されています。通常、認証基準は、国際的に標準化された各国共通の基準と各国の法令、経済基盤、文化に適した国ごとに異なる個別の基準とがありますが、現在日本独自の認証基準はありませんので、本マニュアルにある認証基準は国際的に最低限満たさなければいけない基準になります。

認証基準には、取得時に必ず達成しないとといけない必須基準と審査時に達成できていなくても達成することを目標として取り組んでいくことで取得可能な努力基準の2種類があります。認証基準として挙げられている項目は、地域計画に取り組む等継続的に環境・安全対策を実践し、持続可能な発展に向けて努力することが求められています。

■ 申請書の作成方法

申請書は、各認証基準の項目の取組状況を具体的に細かな要件を満たすように記入する必要があります。それなりの時間と手間を費やす作業です。しかしながら、本当に求められていることは、書類作成を行うことではなく、それを通じて地域や海水浴場の周辺施設等が環境へ与えている影響を把握し、その影響を未然に防ぐため又は最小限に抑えるため、現在行われている取組をチェックし、そうした取組を更に推進するための体制を構築し、環境・安全への取組についての認識を市町村、海水浴場組合及び観光協会等のステークスホルダーが共有し、継続的に実践することです。

したがって、実際の作業にあたっては市町村の海水浴場の所管課だけが取り組むのではなく、市町村の関係部局や海水浴場組合等が連携し、認証取得及びその後の環境・安全対策のための取組がスムーズに進むように体制を整え、ステークスホルダーの間でコミュニケーションをとる必要があります。具体的な作業内容は、環境影響評価、書類作成、ブルーフラッグ管理委員会の設置、教育研修、実際の環境対策等多岐にわたりますので、申請書と本マニュアルによく目を通して役割分担をすることが重要になります。具体的な申請書の記入にあたっては、御質問等がございましたらブルーフラッグ事務局に問い合わせるようしてください。

■ 審査に向けて

ブルーフラッグの新規取得とその更新時には、一定の水準が維持され、全ての基準を達

成していることを確認するための国内審査委員による審査が行われます。

審査は、書類審査と現地審査の 2 種類の審査を、予備審査と本審査の 2 段階で行います。書類審査は主に申請書の記載内容及び添付の書類の内容を確認するのに対し、現地審査では審査委員又はブルーフラッグ事務局の担当者が海水浴場設置期間内に実際に海水浴場を訪問し、申請書に記載された実際の取組につき関係する資料や現場を見て基準を満たしているかどうかヒアリングを実施します。書類審査は予備審査、本審査の両方で必ず行うのに対して、現地審査は予備審査時に行う場合、本審査時のみに行う場合、あるいは両方で行う場合があります。環境・安全対策に実績がある場合は別にして、こうした環境認証の経験があまりない海水浴場では、予備審査時に現地審査を行うことで、認証基準に対して不十分な点や課題を明らかにすることが重要です。なぜなら、本審査が全ての認証基準を満たしているかどうかを最終的に判断する目的で行われるのに対して、予備審査は、本審査をスムーズに行い認証を取得しやすくする目的で行われるためです。できるだけ予備審査時に課題や問題点を抽出し、その点について本審査までに改善を図ることで、実際の認証取得につなげることができます。

■ 海水浴場に関する情報

申請にあたっては、申請書にまず基本情報を記入してください。基本情報は以下の内容となります。

海水浴場の名称

登録番号又は nuts number

海水浴場の GPS 座標

海水浴場担当者名 (1) 担当者 (組織・氏名) (2) 担当者 (組織・氏名) :

海水浴場設置者

海水浴場の所在地： 都道府県 市町村 番地 号

連絡先：電話 FAX E-mail URL

市町村の人口 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

シーズン中に予測される最大の海水浴場利用者数 (平成 27 年度)

シーズン中の平均海水浴場利用者数（平成 27 年度）

市町村内の海水浴場数

市町村内でブルーフラッグ認証を申請した海水浴場数

※「海水浴場」とは、一定の管理の下に、ある期間特定の海水面及びその付属地に適当な施設を整備して、公衆の水浴又は遊泳の目的に供する場所をいいます。また、「海水浴場」を設置しようとするものを海水浴場設置者といいます。

※海水浴場設置者が市町村の場合、市町村の担当課・担当者名を記入してください。ブルーフラッグの認証における申請担当者は、単なる担当者ではなく環境・安全対策の責任者として環境・安全とサービスに関する事柄を統括する役割が求められています。同時にブルーフラッグ事務局及び国内審査委員会との窓口にもなりますので、そのことに留意して担当者を決定してください。

※海水浴場の地図を添付してください。

※海水浴場担当者名(2) には(1) の担当者が連絡を取れない場合を想定して、副担当者を記入してください。

2015 年 4 月 1 日

特定非営利活動法人 FEE Japan ブルーフラッグ事務局

第1章 環境教育と情報

第1章 環境教育と情報

申請書には環境教育と情報提供に関する事項を記載してください。

海水浴場の開設期間（予定）：平成28年〇〇月〇〇日～平成28年〇〇月〇〇日

（〇〇日間）

開設時間：〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分

海水浴場の全長：

ブルーフラッグ情報掲示板の設置（予定を含む。）場所：

設置数：

※ブルーフラッグ情報掲示板設置（予定を含む。）場所の地図を添付してください。

また、情報掲示板の情報とデザインがFEE Japanの定める国内基準に従ったものか否かを記載してください。

1 ブルーフラッグに関する情報の掲示

申請者は、適切な場所にブルーフラッグ情報掲示板を設置し、海水浴場を訪れる海水浴場利用者に対してブルーフラッグに関する必要な情報を提供してください。

ブルーフラッグ情報掲示板は、海水浴場が①環境教育、②水質、③環境マネジメント及び④安全とサービスの基準を充たしていることを示す重要なものです。海水浴場設置者はそのことに留意して掲示板の設置を行ってください。

ブルーフラッグ情報掲示板は、その海水浴場がブルーフラッグの認証基準を充たしていることを海水浴場利用者に示す重要なものとなりますので、適切な情報を提供してください。

1.1 海水浴場のブルーフラッグ情報掲示板にブルーフラッグに関する情報を掲示してください。

「ブルーフラッグに関する情報」とは、(1)環境教育、水質、環境マネジメント、安全とサービスの4つのカテゴリー、(2)海水浴場設置期間（ブルーフラッグ旗を掲揚する期間）、(3)海水浴場設置者、(4)FEE Japan 及び FEE 本部の代表連絡先、(5)ブルーフラッグ認証基準に違反した場合にブルーフラッグ旗を取り下げなければならないこと等をいいます。

1.2 ブルーフラッグ情報掲示版の掲示場所を地図にマークを付けるなどして提出してください。また、ブルーフラッグ情報掲示版は、ライフセーバーの監視本部、その他の施設、駐車場、観光案内所等人が多く集まる場所に設置してください。

1.3 ブルーフラッグ情報掲示板には、(1)ブルーフラッグの4つのカテゴリー、(2)海水浴場設置期間（ブルーフラッグ旗を掲揚する期間）、(3)海水浴場設置者、(4)FEE Japan 及び FEE 本部の代表連絡先、(5)ブルーフラッグ認証基準に違反した場合にブルーフラッグ旗を取り下げなければならないこと記載してください。(1)から(5)までの事項はブルーフラッグの最も基本的なものですので、ブルーフラッグ情報掲示板に記載してください。

2 環境教育活動の実施

申請者は、海水浴場の開設期間中、海水浴場利用者等に対し環境教育活動を行う必要があります。申請時に海水浴場の開設期間中に行う予定の活動に記載してください。

環境教育とは、持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他あらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全について理解を深めるために行われる環境の保全に関する環境及び教育をいいます（環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第2条第3条参照）。

現在、地球温暖化や自然破壊等地球環境の悪化が深刻化しており、環境問題への対応が人類の生存と繁栄にとって緊急かつ重要な課題となっています。豊かな自然環境を守り、次世代に引き継いでいくためには、エネルギーの効率的な利用・廃棄物の発生抑制等環境への負荷が少なく持続可能な社会を構築することが不可欠です。そのためには、地域で暮らす人々が様々な機会を通じて環境問題について学習し、自主的・積極的に環境保全活動に取り組んでいくことが重要であり、特に、21世紀を担う子どもたちへの環境教育は極めて重要な意味を持っています。

2.1 ブルーフラッグの認証を受ける期間中に予定している環境教育活動の数を記載して

ください。

名称：〇〇プロジェクト（又は活動）

回数：〇〇回

2.2 環境教育活動を実施する団体、個人又は機関に○を付けてください。

2.3 実施する環境教育活動の内容を記載してください。

■環境教育1 名称：

目標：

対象者：

活動内容：

方法：

補足事項（具体例等）：

■環境教育2 名称：

目標：

対象者：

活動内容：

方法：

補足事項（具体例等）：

■環境教育3 名称：

目標：

対象者：

活動内容：

方法：

補足事項（具体例等）：

■環境教育 4 名称：

目標：

対象者：

活動内容：

方法：

補足事項（具体例等）：

■環境教育 5 名称：

目標：

対象者：

活動内容：

方法：

補足事項（具体例等）：

※実施する環境教育 1～5 までの関連資料を添付してください。

2.4 ブルーフラッグ情報掲示板に環境教育活動の内容を掲示してください。

2.5 ブルーフラッグを申請する海水浴場の周辺に自然環境地域（海洋保護地域を含む。）がある場合はその詳細を記載してください。

※自然環境地域とは、環境が変化した場合に影響を受けやすい地域のこと입니다（以下同じ）。

2.6 市町村内に環境教育を実施する常設の公共施設がある場合はその施設の詳細を記載してください。

2.7 前年に海水浴場がブルーフラッグの認証を受けていた場合、実施した活動の名称とそれに対する簡単な評価を記載してください。また、その活動の改善点も記載してくださ

い。

※当該年度が申請初年度の場合、記載は必要ありません。

■環境教育1 名称：

実績：

改善点：

■環境教育2 名称：

実績：

改善点：

■環境教育3 名称：

実績：

改善点：

■環境教育4 名称：

実績：

改善点：

■環境教育5 名称：

実績：

改善点：

※実施した境教育1～5までの資料を添付してください。

※環境教育では、まず環境教育で達成すべき目標を設定し、具体的な行動計画を立て実行してください。実施毎に成果を測定・評価し、改善点を把握してください。翌年度は、必ずその改善点を踏まえて実施してください。

3 水質に関する情報の掲示

ブルーフラッグでは、海水浴場設置者に海水浴場の水質を一定に維持していくことを求めています。ブルーフラッグは、国際環境認証であり、国際的に最低限遵守しなくてはならない基準を定めています。

3.1 ブルーフラッグ情報掲示板に水質に関する情報を掲示してください。

水質に関する情報は必ず1ヶ月以内にホームページ等で更新するようにしてください。

※水質に関する情報は、海水浴場における水質の安全性を担保する重要な指標となりますので、必ず1ヶ月以内に更新するようにして正確な情報を提供してください。

3.2 情報は、ライフセーバーの監視本部その他の施設、駐車場、観光案内所等に掲示してください。

※ブルーフラッグ情報掲示板は、海水浴場利用者に重要な情報を提供するものとなりますので、ライフセーバーの監視本部その他の施設、駐車場、観光案内所等海水浴場利用者が多く集まる場所に掲示してください。

3.3 ブルーフラッグの認証基準に関する表の解説、認証基準に違反した場合にブルーフラッグ旗を取り下げなければならないこと記載してください。

3.4 掲載する情報は海水浴場利用者が理解できるように読みやすく表現になるように心掛けてください。また、情報の概要を記載してください。

※ブルーフラッグ情報掲示板は、海水浴場利用者に重要な情報を提供するものとなりますので、読みやすく理解しやすい表現になるように心掛けるください。

4 地域の生態系や環境に関する情報

4.1 海水浴場の沿岸地域における自然保護区域（海自然保護区を含む。）や文化遺産の有無を記載してください。

a 4.1が「はい」の場合、自然保護区や文化遺産に関する情報をブルーフラッグ情報掲示板に掲示してください。掲示していない場合は、なぜ掲示できないのかその理由を記載し

てください。

※自然保護区域（海自然保護区を含む。）や文化遺産がある場合、人為的な影響から保護される必要があります。ブルーフラッグ情報掲示板で海水浴場利用者にその情報を周知してください。

b 4.1 が「はい」の場合、ブルーフラッグ情報掲示板以外に自然保護区域（海自然保護区を含む。）や文化遺産に関する情報を掲示している場合は、その場所・方法を記載してください。

※自然保護区域（海自然保護区を含む。）や文化遺産がある場合、人為的な影響から保護される必要があります。他の媒体でそのことを広報・周知している場合は、その媒体を記載してください。

c 4.1 が「はい」の場合、情報には自然保護区域（海自然保護区を含む。）や文化遺産があるエリアで利用者が遵守すべきルールを記載してください。

※自然保護区域（海自然保護区を含む。）や文化遺産がある場合、人為的な影響から保護される必要があります。ブルーフラッグ情報掲示板等には、そのエリアで利用者が遵守すべきルールを記載してください。

d 4.1 が「はい」の場合、ブルーフラッグ自然保護区や文化遺産があるエリアの概要を記載してください。

※ブルーフラッグの審査において、自然保護区域（海自然保護区を含む。）や文化遺産エリアの状況を把握するため、それらの概要を記載してください。

e 自然保護区域（海自然保護区を含む。）や文化遺産があるエリアが海中にある場合は、ダイビングやシュノーケリングのアクティビティをする人に詳細な情報を提供してください。

※自然保護区域（海自然保護区を含む。）や文化遺産がある場合、人為的な影響から保護される必要があります。ダイビングやシュノーケリングのアクティビティをする人にもそのエリアに関する適切な情報を記載してください。

f 自然保護区域（海自然保護区を含む。）や文化遺産があるエリアについては、管理やルール作りに専門家に適切なアドバイスを求めてください。

※自然保護区域（海自然保護区を含む。）や文化遺産がある場合、人為的な影響から保護される必要があります。そのエリアが適切に管理されるように専門家に適切なアドバイスを求めてください。

5 施設の表示

5.1 ブルーフラッグ情報掲示板の地図には、関連施設を掲示してください。

5.2 以下の事項の記載状況を回答してください。

- ・ 現在地
- ・ 海水浴場の境界線
- ・ ライフガードの詰所・レスキュー器材の設置場所
- ・ AED の設置場所
- ・ パトロールが実施されるエリア
- ・ 電話
- ・ トイレ
- ・ 飲料水の設置場所
- ・ 駐車場・駐輪場
- ・ 海水浴場周辺のキャンプサイト
- ・ ごみ箱
- ・ リサイクル施設
- ・ 水質のサンプリング場所
- ・ 海水浴場の入り口・障害者がアクセスできる場所
- ・ 順路

- ・各アクティビティのゾーニングエリア
- ・雨水の排水路
- ・河川・地下水等の流入箇所
- ・自然保護指定区域
- ・地域の史跡
- ・公共交通機関
- ・尺度
- ・方位

※5.2 の記載内容うち該当しない事項がある場合は、表示しない理由を記載してください。

5.3 地図には分かりやすいピクトグラムを使ってください。

6 海水浴場や周辺地域におけるルール

6.1 ブルーフラッグ情報掲示板に海水浴場の利用規定を掲示してください。

6.2 利用規定には、以下の事項を記載してください。

- ・自然・生物の取扱ルール
- ・ゾーニング
- ・ごみの処理
- ・車両の利用ルール
- ・キャンプサイト
- ・火の取扱
- ・ライフセーバー・パトロールの巡回時間

- ・レスキュー器材の利用時間帯
- ・緊急旗のシステムに関する説明
- ・緊急連絡先

6.3 海水浴場の利用に関する法令を掲示してください。

※海水浴場利用者等が海水浴場や周辺地域におけるルールを遵守できるよう公開してください。

第2章 水質

第2章 水質

7 水質測定基準と頻度

ブルーフラッグでは、海水浴場の水質を一定に維持していくことを海水浴場設置者に求めています。ブルーフラッグは、国際環境認証であり、ここに記載している基準は国際的に最低限遵守しなくてはならない基準です。

7.1 サンプルングは水質測定のルールに従い、1シーズンの海水浴場開設期間内に最低5回以上、1箇月1回以上実施してください。また、申請初年度は20以上のサンプルングが必要になります。

※適切に水質測定のサンプルングを行うことはブルーフラッグ認証のために不可欠なものです。サンプルングは、実施期間内に必要な回数を行うようにしてください。

7.2 海水浴場に水路や川の水が流れ込んだり、入江になっている場所があればそのことを記載してください。

※海水浴場に水路や川の水が流れ込んだり、入江になっている場所がある場合、そのことが海水浴場の水質に影響を与えている可能性がありますので、そのことを記載してください。

a 7.2に該当する場合、水路や川の周辺でサンプルングを行ってください。

※海水浴場に水路や川が流れ込んだり、海水浴場に入江になっている場所がある場合、その場所が海水浴場の水質に影響を与えている可能性がありますので、水路や川の周辺でサンプルングを行ってください。

b 7.2に該当する場合、水路や川の水が水質に何らかに影響を与えている場合、その影響を記載してください。

※ 海水浴場に水路や川が流れ込んだり、海水浴場に入江になっていて、水路や川の水が水質に何らかに影響を与えている場合、そのことを記載してください。

8 水質基準のクリア

8.1 海水浴場においてサンプリングを実施する場所数を記載してください。

8.2 検体の採取は、計量法（平成4年5月20日法律第51号）第122条第1項4に基づいて経済産業大臣から登録を受けた計量士又は計量士から適切な指示を受けた上で行ってください。

●参照法令

○計量法（抜粋）

（登録）

第122条 経済産業大臣は、計量器の検査その他の計量管理を適確に行うために必要な知識経験を有する者を計量士として登録する。

2 次の各号の一に該当する者は、経済産業省令で定める計量士の区分（以下単に「計量士の区分」という。）ごとに、氏名、生年月日その他経済産業省令で定める事項について、前項の規定による登録を受けて、計量士となることができる。

- 一 計量士国家試験に合格し、かつ、計量士の区分に応じて経済産業省令で定める実務の経験その他の条件に適合する者
- 二 独立行政法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）が行う第百六十六条第一項の教習の課程を修了し、かつ、計量士の区分に応じて経済産業省令で定める実務の経験その他の条件に適合する者であつて、計量行政審議会が前号に掲げる者と同等以上の学識経験を有すると認められた者

3 次の各号の一に該当する者は、第一項の規定による登録を受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者
- 二 次条の規定により計量士の登録を取り消され、その取消の日から一年を経過しない者

8.3 サンプリングを委託された実施機関の名称、所在地、電話・FAX番号を記載してください。

8.4 実施機関は、計量法第107条に基づいて都道府県知事から登録を受けた事業所が行ってください。

○計量法（抜粋）

（計量証明の事業の登録）

第107条 計量証明の事業であつて次に掲げるものを行おうとする者は、経済産業省令で定める事業の区分（次条において単に「事業の区分」という。）に従い、その事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。ただし、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該計量証明の事業を適正に行う能力を有するものとして政令で定めるものが当該計量証明の事業を行う場合及び政令で定める法律の規定に基づきその業務を行うことについて登録、指定その他の処分を受けた者が当該業務として当該計量証明の事業を行う場合は、この限りでない。

- 一 運送、寄託又は売買の目的たる貨物の積卸し又は入出庫に際して行うその貨物の長さ、質量、面積、体積又は熱量の計量証明（船積貨物の積込み又は陸揚げに際して行うその貨物の質量又は体積の計量証明を除く。）の事業
- 二 濃度、音圧レベルその他の物象の状態の量で政令で定めるものの計量証明の事業（前号に掲げるものを除く。）

a 実施機関の登録の種類及び登録番号を記載してください。

※計量事業者証明証の写しを添付してください。

8.5 実施機関の測定方法を記載してください。

a 糞便性大腸菌/大腸菌：

b 糞便連鎖球菌/腸球菌：

c 物理的科学的計測方法：

8.6 各測定は、要求されている手順を遵守してサンプリングを行ってください。

a 糞便性大腸菌/大腸菌：

b 糞便連鎖球菌/腸球菌：

c 物理的科学的計測方法：

8.7 モニタリングカレンダーを作成してください。

※モニタリングカレンダーを添付してください。

8.8 過去4年間のサンプリング履歴の有無を記載してください。

※サンプリング履歴がある場合、測定結果を添付してください。

9 事業場排水及び生活排水影響

9.1 事業場排水及び生活排水が海水浴場に直接排出されているか否かについて記載してください。

※下水処理場等で処理されている場合は「いいえ」と回答してください。

※通常、公共下水道が整備されている地域では、家庭からの汚水や雑排水は市営の単独処理場や県の流域下水道処理場で処理され公共水域に放流されています。一方、公共下水道

が整備されていない地域では、浄化槽で浄化処理して公共水域に放流されています。

※市町村内の主な下水道の処理方法、下水道処理計画、下水道普及率を添付してください。

a 事業場排水等が直接公共水域に排出されている場合、そのことが海水浴場の水質に影響を与えていない理由を記載してください。

※根拠となる文書を添付してください。

9.2 周辺の海岸地域の環境に影響を及ぼす可能性のある工場及び施設があるか否かについて記載してください。

a 9.2に該当する場合、工場及び施設の概要と可能性のある影響を記載してください。

b 9.2に該当する場合、事業場排水等が公衆衛生や生活環境衛生上支障がない理由を記載してください。

9.3 事業場排水は国内法令の基準を遵守してください。

a 9.3を遵守できない場合、内容と理由を記載してください。

9.4 地域内において下水処理場等で処理されずに公共水域に生活排水が流れ込む場所はあるか否かを記載してください。

a 9.4に該当する場合、排出元及び1日の最大水量を記載してください。

9.5 海岸漂着物等が海水浴場に影響を与えているか否かにを記載してください。

※海岸漂着物等とは、海岸漂着物及び海岸に散乱しているごみその他の汚物又は不要物という（海岸漂着物の処理推進法第2条第2項参照）。

a9.5が該当する場合、その対応措置を記載してください。

9.6 海水浴場における水質に関する分析履歴の有無を記載してください。

10 微生物学的なパラメーター

10.1 95%点の計算方法を採用しているか否かを記載してください。

10.2 検体は、E. coli の制限数値内にある否かについて記載してください。

11 物理的・科学的なパラメーター

11.1 海水浴場においてPH・オイル・浮遊物について物理的・科学的パラメーターを測定しているかを記載してください。

11.2 海水の色、透明度及び濁度の変化について記載してください。

第3章 環境マネジメント

第3章 環境マネジメント

12 ブルーフラッグビーチ管理委員会の設置状況

ブルーフラッグビーチ管理委員会は、環境マネジメント基準の遵守を保証する役割を担います。当該委員会は、市町村の所管課、海水浴場組合、ライフセーバー、NPO等海水浴場の設置・運営で関わる団体で構成します。

ブルーフラッグビーチ管理委員会は、ブルーフラッグの取組を支援・協力します。また、委員会で環境マネジメントを導入し、海水浴場の環境に関する監視を行うこともできます。

12.1 ブルーフラッグビーチ管理委員会の構成員とその所属を記載してください。

12.2 過去のブルーフラッグビーチ管理委員会の活動を詳細に記載してください。

※ ブルーフラッグビーチ管理委員会は、海水浴場における現状や課題を話し合い、その課題解決に向けて取組を実行していく機関です。当該委員会は、重要な役割を果たしブルーフラッグの取組には、欠くことのできない組織です。ブルーフラッグビーチ管理委員会の開催日、実施回数、議題、決議事項を記載してください。また、議事録等があれば添付してください。

13 土地利用・開発計画

13.1 海岸地域において土地の利用と開発計画がある場合、そのことを記載してください。

a 13.1に該当する場合、海水浴場やその周辺土地の利用は、土地利用及び開発計画その他の環境関連法令を遵守してください。

b 遵守していない場合、その内容及び理由を記載してください。

14 自然保護指定区域の管理

14.1 海水浴場が自然保護指定区域又はその周辺に位置しているか否かを記載してください。

a14.1で「はい」を選択した場合、生態系保護及び生物多様性を維持するという目標を達成するため、海洋保護の専門機関に相談しているか記載してください。

b 相談している場合、その詳細を記載してください。

15 清潔性

海水浴場は、海水浴場期間中、憩いを求め大人から子供まで不特定多数の人が訪れる場所となりますので、海水浴場及びその周辺地域は、常に清潔に保つようしてください。

15.1 海岸におけるごみ処理について国内法令やガイドラインの遵守状況を記載してください。

※海岸におけるごみ処理については、廃棄物処理法及び関係法令を遵守し、適正に処理してください。例えば、廃棄物の収集運搬及び処分契約は許可業者との間で行う必要があります。

15.2 海水浴場及びその周辺地域、通路、駐車場、海水浴場の入り口は常に清潔に保ってください。

15.3 清掃頻度を記載してください。 回数/日

15.4 清掃方法を記載してください。

※清掃手段は、ビーチクリーナーや手作業での清掃等方法を具体的に記載してください。

15.5 ビーチのごみを測定するシステムを利用し、海水浴場の清潔度を測定してください。

15.6 海水浴場の平均的な清潔度のレベルを記載してください。

※ビーチのごみを測定するシステムを利用し、測定した結果を記載してください。

15.7 海水浴場付近にウミガメの産卵エリアがある場合、そのことを記載してください。

※海水浴場付近でウミガメの産卵が確認された場合、ウミガメを人為的な影響から守るた

め、そのことを報告してください。

15.8 15.7で該当する場合、海岸の清掃時、そのエリアはそのままの状態を維持してください。

※産卵エリアの砂浜で人が歩いたり、寝転んだりする程度のことは影響ありませんが、産卵エリアの上をビーチクリーナーが通った場合、産卵巣を潰してしまう可能性があるため、それを防止する必要があります。

16 藻の植生

16.1 藻やその他の植生は海岸にそのままにしてください。

16.2 藻やその他の植生は海岸管理上支障がない限り海岸に残したままにしてください。

a 海岸に残すことができない場合、その理由を記載してください。

16.3 除去した藻やその他の植生は環境配慮して処分してください。

a 16.3で処分する場合はその処理方法を記載してください。

17 ごみの適正処理

17.1 海水浴場には十分な数のごみ箱を設置し、そのために必要なスペースも確保してください。

17.2 海水浴場に設置したごみ箱中のごみは定期的に回収してください。

a 回収頻度を記載してください。

17.3 回収したごみは廃棄物処理法上の許可がある廃棄物処理場で処分してください。

※産業廃棄物は産業廃棄物の許可、事業系一般廃棄物は一般廃棄物の許可が必要になります。

a 廃棄物処理場の名称、所在地を記載してください。

- b 廃棄物処理場の許可番号を記載してください。
- c 廃棄物処理場で処分していない場合、処理方法を記載してください。

18 廃棄物のリサイクル

18.1 地域に包装容器等のリサイクルプログラムやリサイクル施設があるかを記載してください。

18.2 海水浴場にリサイクル可能な廃棄物がある場合、そのことを記載してください。

18.3 リサイクル可能な廃棄物は定期的に回収してください。

※限りある資源を有効に利用していくため、リサイクル可能なごみは定期的に回数リサイクルしてください。

19 トイレの設置

快適な海水浴場を実現し、海水浴場利用者の利便性を高めるため、適切な数のトイレ又はレストルームを設置し、定期的に維持管理してください。

19.1 海水浴場の繁忙期の利用者数に合わせて適切な数の公衆トイレを用意してください。

a トイレの設置数を記載してください。 ○○箇所設置

b トイレにシンク、石鹸、清潔なペーパー

タオル又はドライヤーを設置してください。

○○個設置

20 トイレ等の清潔度

トイレ又はレストルームは清潔に保ってください。

20.1 清潔が保持されているかを記載してください。

a 清掃頻度を記載してください。

b トイレの備品にはリサイクル製品等環境に配慮した製品を使ってください。

※リサイクル製品の設置場所と商品名を記載してください。

21 海水浴場に設置しているトイレ等の下水処理

※海水浴場に設置している公衆トイレ・仮設トイレは公共下水道に接続し下水処理場で処理してください。

21.1 汚水処理の状況を記載してください。

※トイレの汚水、海の家及び周辺施設における雑排水の処理方法を記載してください。

22 禁止事項

海水浴場では無許可のキャンプ、自動車の乗入れ、不法投棄を禁止してください。

22.1 海岸への自動車の乗入れの状況を記載してください。

a 規制の態様を記載してください。

22.2 海岸におけるキャンプの許可状況を記載してください。

a 許可されている場合、ゾーニングされているエリアの有無を記載してください。

22.3 無許可の乗入れ、不法投棄、キャンプの規制状況を記載してください。

22.4 無許可の乗入れ、不法投棄、キャンプが行われている場合、状況を記載してください。

22.5 海岸で乗入れ、キャンプを伴ったイベントが開催状況を記載してください。

22.6 海岸の近接した場所に緊急車両の停車スペースがあるかを記載してください。

23 ペットの連れ込み

ブルーフラッグを取得する海水浴場では、海水浴場の開設期間中、海岸にペットを連れ込むことはできません（盲導犬は除く。）。

23.1 海岸へのペットの連れ込みを規制する法令等の制定状況を記載してください。

23.2 海岸へのペットの連れ込みの規制態様を記載してください。

a 規制がある場合、そのルールを記載してください。

b ルールがある場合、ペットの糞便による海水の汚染を防ぐ方法を記載してください。

24 施設の維持管理

海水浴場に海の家、周辺施設その他工作物がある場合、海水浴場利用者の安全を確保するため、適正に維持管理を行ってください。

24.1 海岸にある施設は適正に維持管理してください。

24.2 施設の維持管理には、環境に配慮した資材や商品を使用してください。

24.3 海岸地域で開発プロジェクトが進行している場合は、その内容を記載してください。

25 リーフチェック

海岸付近に生息する珊瑚礁の観察を行ってください。

25.1 海岸から 500 メートル以内に生息している珊瑚礁の有無を記載してください。

25.1 で「はい」と回答した場合、次の a から e に「リーフチェック」の状況を記載してください。

a 導入状況を記載してください。

- b 実施状況を記載してください。
- c リーフチェックチームについて記載してください。
- d 実施場所、魚及び脊椎動物に関する情報を収集してください。
- e これらの収集した情報は「リーフチェック」で報告してください。

26 環境に配慮した交通手段の利用

26.1 市町村や海水浴場設置者は、環境に配慮した交通手段の利用を推奨してください。

a 推奨している場合、その手段の内容を記載してください。

26.2 市町村や海水浴場設置者は、海水浴場までの移動手段について、交通管理計画を策定してください。

26.3 ブルーフラッグ情報掲示板には、持続可能な交通手段の利用に関する情報を掲示してください。

第4章 安全とサービス

第4章 安全とサービス

27 ライフセーバーの設置

海水浴場には適切な数のライフセーバーとレスキュー器材を設置してください。

27.1 安全に関するリスク評価を実施してください。

- a 実施時期を記載してください。
- b 適切な対応の確保の有無を記載してください。
- c 確保している場合、その内容を記載してください。

27.2 海水浴場開設期間中には、ライフセーバーを配置してください。

- a 配置時期や時間を記載してください。

27.3 ライフセーバーは、国際又は国内の資格を保有した者を配置してください。

国際又は国内の資格とは、国際ライフセービング連盟又は日本ライフセービング協会の認定資格をいいます。

- a ライフセーバーが訓練された項目について記載してください。

27.4 海水浴場利用者の識別のために目立つ制服を着用しているか否かについて記載してください。

27.5 ライフセーバーの配置場所は、地図又は旗若しくはマーク等を使い明確しているか否かについて記載してください。

27.6 ライフセービングのために必要な適切なレスキュー器材を設置してください。

ライフセーバーはその活動において様々な道具を使用するが、その中でもレスキューに用いる器材は重要な役割を果たします。水難事故を防ぐためにも、レスキュー器材の種類、場所、性能を確認することは重要となります。

- a レスキュー器材の種類を記載してください。

リングブイ、レスキューキャン、レスキューボード、IRB、スルーロープ、ウォーターパークチューブ・レスキューチューブ、ローボート、RWC、バックボード及びその他のレスキュー器材の種類を記載してください。

b レスキュー器材までの距離を記載してください。

c レスキュー器材の承認機関を記載してください。

d レスキュー器材の点検頻度を記載してください。

27.8 インフォメーション器材に関する説明を明示してください。

※インフォメーション器材は、海水浴場利用者に対して、海水浴場内のさまざまな状況を知ってもらうのに有効な道具である。海水浴場利用者が、遊泳条件フラッグやエリアフラッグ等の意味を理解できるように海水浴場内で明示してください。

28 レスキュー器材の設置

海水浴場にはレスキュー器材を設置してください。

28.1 救ライフセービングのために、急レスキュー器材の設置状況を記載してください。

a 救急レスキュー器材が有人かどうかを記載してください。

28.2 ブルーフラッグ情報掲示板におけるレスキュー器材の設置場所の有無を記載してください。

29 緊急計画の策定

海岸の汚染や安全リスクに対応するための緊急計画を策定してください。

29.1 海岸の汚染事故に対応するための緊急計画の策定状況を記載してください。

29.2 緊急計画は国内法令を遵守してください。

29.3 緊急計画には、汚染事故時における市民への情報提供を含んだものにしてください。

29.4 緊急計画には、汚染事故の復旧等対策を含んだものにしてください。

29.5 緊急計画には、住民の責務・役割を記載してください。

29.6 ブルーフラッグ情報掲示板には、汚染事故時の連絡ができるよう緊急連絡先を記載してください。

30 利用調整

海水浴場では、同一場所で重複する利用がなされることがあります。紛争や事故を防止するため、海水浴場利用者やその他の利用者の調整を行ってください。

30.1 海水浴場の利用関係の有無を記載してください。

a 同一場所で重複する利用について、トラブルの防止対策を記載してください。

30.2 利用計画は、国内の緊急対策関連法令に基づき策定してください。

30.3 海岸エリアでセンシティブな生物やその生息地保護のため、環境に配慮したマネジメントを実施してください。

a 該当する場合、内容を具体的に記載してください。

30.4 海岸エリアにセンシティブな生物やその生息地がある場合、その生物を保護している団体の活動を記載してください。

30.5 緊急計画には、市民の責務・役割も明記してください。

31 安全対策

海水浴場利用者を保護するために、安全に関する対策を講じてください。

31.1 海水浴場までの安全なアクセスに配慮してください。また、その具体的な方法策を記載してください。

31.2 一般市民のためのアクセス方法策を記載してください。

a そのアクセスのために料金等が発生するかを記載してください。

31.3 海水浴場におけるパトロールの有無を記載してください。

31.4 訓練された警備員の配置に有無を記載してください。

31.5 警備員は海水浴場利用者と識別できるかについて記載してください。

海水浴場までのアクセスの安全性を確保してください。アクセスの詳細について記載してください。

32 飲料水の提供

海水浴場内における熱中症対策のため、飲料水を提供してください。飲料水の提供は、店舗での提供や自動販売機での販売等有料でも構いません。

32.1 飲料水の水源の有無を記載してください。

a その水源が動物から保護されているかどうかを記載してください。

33 障害者用施設の整備

ブルーフラッグ申請のためには、市町村内に最低一つ身体障害者向けのアクセスと設備を設置してください。

33.1 身体障害者向けスロープの設置状況を記載してください。

33.2 身体障害者向けトイレの設置状況を記載してください。

33.3 身体障害者向けトイレの数を記載してください。

33.4 海水浴場における身体障害者向けの海水へのアクセス手段の有無を記載してください。

33.5 海水浴場における視覚障害者向けの海水へのアクセス手段の有無を記載してください。

a その手段がない場合、身体障害者向けスロープ及びトイレを設置しているブルーフラッグ海水浴場の名称を記載してください。

b 市町村内に身体障害者向けのアクセスと設備を設置していない場合、その理由を記載してください。

33.4 身体障害者向けスロープ及びトイレは、国際又は国内の基準を充たしたものとしてください。

33.5 海水浴場の駐車場には障害者用の駐車スペースを確保してください。

■ ブルーフラッグ誓約書に関する説明

海水浴場設置者が提出する申請書は、市町村、海水浴場組合、FEE Japan の三者間の契約です。

上記事項には真実を記載し、責務は誠実に履行してください。市町村及び海水浴場組合は、必須基準が遵守されない場合はブルーフラッグ旗を取り下げ、迅速に相互連絡を行い、ブルーフラッグ事務局に連絡してください。

国際及び国内審査委員会には、市町村、海水浴場組合が国内環境法又はブルーフラッグプログラムの目的や精神に反する行為を行った場合にブルーフラッグ認証の拒否及び剥奪する権利があります。

終章 おわりに

終章 おわりに

■ サポートメニュー

ブルーフラッグ事務局では、ブルーフラッグの新規取得及び更新を検討している海水浴場における環境の保全及び環境教育への取組を支援するため、様々なサポートメニューを用意しています。

■ ガイダンス

ブルーフラッグ取得に関心があるが、具体的な手続やスケジュール等がよく分からない、あるいは市町村の関係部局への説明が必要な場合、ブルーフラッグ事務局の担当者が訪問し説明致します。ブルーフラッグは地域を巻き込んだまちづくりとなるため、海水浴場設置者、市町村、ライフセーバー、地元 NGO 及び住民等の利害関係者が緊密に連携し環境の保全に関する共通理解を持つことが重要となります。ブルーフラッグ事務局では、そうした関係者を対象に説明会を実施することもできます。同一の市町村内や近隣の市町村で複数の海水浴場がブルーフラッグの認証取得を目指す場合、共同説明会もお受けしてします。

■ コンサルティング

ブルーフラッグ事務局では、海水浴場の管理者・設置者がブルーフラッグ取得及び持続可能な地域の実現に向けた環境マネジメントを進めるために、関連するコンサルティングを行っています。認証基準に沿って、申請書類の作成の仕方、必要な添付書類に関する御相談もお受けしてします。具体的な手続は、個々の海水浴場により状況が異なりますので、ブルーフラッグ事務局までお問い合わせください。

■ 教育研修

市町村及び海水浴場設置者の担当者に向けて教育研修の支援を行います。御希望のテーマ、受講内容を設定しブルーフラッグ事務局による研修プログラムを提供します。

■ 環境教育

認証基準2にある環境教育については、ブルーフラッグ国際本部が事例を発表しており事務局で翻訳版を用意しております。また、プログラムの御提案もできますのでお問い合わせください。

ブルーフラッグに関する問い合わせ FEE Japan ブルーフラッグ事務局

(平日 10:00~18:00)

〒102-0071 東京都千代田区富士見 2-14-38 312

TEL : 03(5212)1528

FAX:03(5212)1533

Email : info@feejapan.org